

第4章 計画の円滑な進行



1 各主体に求められる役割

この計画の推進にあたっては、県民、市民団体、企業、行政など社会を構成する全ての主体が、環境の状況について正しい認識を持つとともに、環境の保全に向けて担う役割を理解し、それぞれの立場に応じて自主的かつ積極的に取り組むことが求められています。

(1) 県民の役割

私たちの生活が環境に様々な影響を与えていることを理解し、循環型社会・自然共生社会・低炭素社会*の担い手であることを自覚して行動し、現在のライフスタイルを見直すとともに、環境教育・環境学習や環境保全のための活動への参加や協力など、環境負荷の軽減や改善に向けて、身近なところから率先して行動していくことが期待されます。

(2) 市民団体の役割

市民団体は、その専門性や柔軟性を生かし、行政ではできないきめ細やかな対応をすることで、公共サービスの質の向上を図ることができます。こうした特徴を生かし、市民団体は、自主的かつ積極的な活動を一層進めるとともに、各主体の連携・協働のつなぎ手としての役割を果たし、環境の保全を図っていくことが求められています。

(3) 企業の役割

事業活動は、エネルギーや資源の利用、温室効果ガス*の排出など、環境に大きな影響を与えています。法令を遵守することは当然ですが、省エネ設備の導入など環境負荷の軽減に向けた積極的な取組を行い、持続的に発展することができる社会を築いていくことが期待されます。また、地域社会の一員として、地域における環境保全活動に積極的に参加するなど、地域の状況に応じた社会的責任を果たすことも求められます。

(4) 行政の役割

県は、この計画の目標の達成に向けて環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、自らも事業者であり消費者であるという立場から、率先して環境への負荷の少ない行動を実践しなければなりません。また、県民、市民団体、大学等研究機関、企業など各主体が積極的に環境保全に取り組めるよう、具体的な取組内容や方法の提示、取り組むための環境整備や様々な環境情報の提供などにより、各主体の連携・協働した取組を促進していきます。

地域の住民と最も深いかかわりを持つ市町村は、本計画が目指している方向性に十分留意しながら、地域の特性を踏まえた環境保全施策を住民や企業と一体となって推進することが期待されます。また、県と同様に、事業者及び消費者として環境への負荷の軽減に率先して取り組むことが求められています。

(5) 大学等研究機関及び教育機関の役割

大学などの研究機関は、専門的学術的な知見を充実し、客観的かつ信頼できる情報を提供することで、行政の政策決定への助言や各主体の具体的な行動を促す役割が期待されます。また、小中学校などの教育機関では、教育活動の全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じた環境教育を行い、将来にわたって環境を守り育てる人材を育成することが求められています。

2 計画の実効性の確保

(1) 県における推進・管理

環境部において指標の達成状況の把握及び評価を行い、各部局ではその評価に基づいて、目標達成に向けた改善を検討し、事業を推進するという環境マネジメントサイクル「PLAN（計画）→ DO（実行）→ CHECK（進捗状況の把握）→ ACT（改善）」に基づいて、取組を進めていきます。

① 計画（事業の推進・調整）

環境部は、この計画に基づく事業や県が事業者として実施する事業について、各部局の自己評価や検証結果を踏まえ、全般的な推進状況など事業の推進・調整を図っていきます。

② 実行（事業の実施）

県議会による一部修正

各部局において、この計画に基づき環境の保全と創造を目的とする各種事業を実施していきます。また、県が事業者として行う環境に影響を及ぼす事業などについては、温室効果ガス* 排出抑制のための実行計画である「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050（埼玉県地球温暖化対策実行計画）」や公共事業を実施する場合における「埼玉県環境配慮方針（埼玉県環境保全率先実行計画）～公共事業関連～」に基づいて、実施していきます。

③ 進捗状況の把握（事業の把握・評価）

各部局は、この計画に基づく各種事業について、施策指標や環境指標に基づいて毎年度自己評価を行います。

また、県が事業者として行う事業については、各部局において「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050（埼玉県地球温暖化対策実行計画）」や「埼玉県環境配慮方針（埼玉県環境保全率先実行計画）～公共事業関連～」に基づいて事業の達成状況を評価していきます。

④ 改善（事業の改善）

県議会による一部修正

各部局は、事業の自己評価結果を踏まえて、必要な見直しを行います。

環境部は、各部局による事業の自己評価結果の評価や取りまとめを行い、この計画の数値目標の達成状況、各環境指標の推移、施策の進捗状況などにより計画の全般的な管理を行います。

(2) 各主体の参加による推進・管理

この計画の進捗状況や目標の達成状況について環境審議会へ報告するとともに、「環境の状況に関する年次報告書」（埼玉県環境白書）を県議会に提出し公表します。また、県が事業者として実施する各事業の評価についても環境白書及びホームページを通じた情報の開示を併せて行い、広く県民から意見・提言を求めています。